※必要箇所に記入・押印してください。

|  |
| --- |
| **みやま市定住促進住宅一時使用申請書**　　年　　月　　日　 |
| 　　みやま市長　様 | **みやま市から指定される住居への一時入居**を申し込みます。**□３箇月間入居希望　　　　□４箇月以降入居延長希望****氏名：　　　　　　　　　　　　　　　㊞** |
| **指定住宅** | 住所：みやま市山川町立山382番地2 | **申込理由** | 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用先からの解雇及び減収等に伴い現に居住している住居から退去を余儀なくされる為 |
| 名称：みやま市定住促進住宅山川団地 |
| **申込者** | 住所 |  |
| フリガナ | 　 | ㊞ | **電話番号** | 自宅 | ―　　　　― |
| 氏名 | 　　 |
| 携帯電話 | ―　　　　― |
| 勤務先名称 | 　 | 勤務先 | ―　　　　―(内線　　　　)　　 |
| 勤務先住所 |  |
| 入居の際に同居しようとする親族 | 続柄 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 勤務先又は職業 | 年間収入金額 | 年間所得金額 |
| **本人** |  |  |  |  | 上記に同じ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 〈入居に当たっての注意事項〉１　家賃について　　家賃は、みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第１４条第２号及びみやま市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱第４条の規定により退去指定日までの３箇月間半額免除となり、毎月末日(休日の場合はその翌日)までに納めなければなりません。２　連帯保証人について　　連帯保証人は、みやま市営住宅条例第１１条第３項の規定により免除となります。３　敷金について　　敷金は、みやま市営住宅条例第１９条第２項の規定により免除となります。４　契約の解除について1. 不正の行為によって入居したとき。
2. 定住促進住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
3. 正当な理由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。
4. 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
5. みやま定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第11条、第12条、第20条、第21条又は第23条から第25条までの規定に違反したとき。
6. その他市長の指示事項を厳守しないとき。

５　住宅の明渡しについて1. 住宅の賃貸期間は入居指定日より３箇月間となっています。その後引き続き入居され　　る場合は、状況により申込手続きによって最長１年までの更新をすることができます。また、手続きの更新ができない場合は、市営住宅申込みとなり、再度書類提出や審査等を経た後に入居決定の可否を通知します。
2. 住宅を明け渡すときは、畳の表替えとふすまの張替えを必ず行ってください。
3. 住宅の模様替え又は増築並びに住宅を故意にき損したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行ってください。
4. 住宅を明け渡す１５日前までに明渡届を提出し、明け渡す際は部屋の検査を受けてください。

６　その他1. 入居の承継、新たな同居者の転入等については、市長の承認が必要です。
2. 無断で住宅の模様替え又は増築をすることは禁じられています。市長の承認が必要です。
3. 定住促進住宅では、犬や猫等のペット飼育・持ち込み又は餌付け等をしてはいけません。
4. ３箇月の入居期間中に、今後の生活基盤を整えてください。
 |